

文化庁移転協議会（第4回）議事概要

日時：平成29年7月25日（火）7:10～

於：文部科学省3階1特別会議室

○出席者

松野文部科学大臣，山本まち・ひと・しごと創生担当大臣，山田京都府知事，門川京都市長，戸谷文部科学事務次官，唐澤内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官，河村内閣官房内閣審議官，川上内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補，中岡文化庁次長，山崎内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長，住澤内閣官房内閣審議官，山内京都府副知事，岡田京都市副市長，長屋内閣官房内閣人事局人事政策統括官（オブザーバー），神田財務省主計局次長（オブザーバー），富山財務省理財局次長（オブザーバー）

（戸谷次官）

ただいまから第4回文化庁移転協議会を開催する。本日は，政府からは山本大臣，松野大臣，また，京都から山田府知事，門川市長にも御出席いただいている。まず，議題に入る前に，前回，12月19日に開催された移転協議会以降に，新・文化庁に向けた動きについて，文化庁の中岡次長より報告をお願いする。

（中岡次長）

文化芸術振興基本法は，超党派の文化振興議員連盟による議論を基に，先の国会に提出されたもので，6月16日，全会一致で可決・成立した。

改正法の趣旨は，一つ目が，観光，まちづくりなど関連分野の施策を法律の範囲に取り込むこと，二つ目は，文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の発展，創造に更に活用すること。これらの趣旨を踏まえ，法律の題名を「文化芸術基本法」に改め，関係府省の施策も盛り込んだ「文化芸術推進基本計画」等の規定を設けるとともに，附則において文化庁の機能拡充等について検討し，必要な措置を講ずるものとしている。

次に，地域文化創生本部の設置について，文化庁においては，京都府，京都市，関係方面，関係府省の皆様にご理解，御協力いただき，この4月に地域文化創生本部を京都に設置した。改めて御礼を申し上げます。事務局は，文科省・文化庁からの職員に加え，京都府・市のほか，関西の

地方公共団体、産業界、大学の協力も得ながら、事務局長以下3つのグループ、38名から成っている。

本部では、活発な意見交換等を通じて、地元の知見・ノウハウ等を生かした連携・協力が進めやすくなってきており、また、庁内全体で、京都と東京を結ぶテレビ会議システムが日常的に使用されつつある。先行的取組を通じて、引き続き本格移転に向けた準備を進めていく。

-以下、議題について-

【河村審議官】

昨日（7月24日）、文化庁移転協議会幹事会を開催し、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（素案）について議論し、幹事会としての案を取りまとめた。

「新・文化庁」の組織体制について、改正基本法を受け、平成30年通常国会を目途に文部科学省設置法改正法案を提出し、平成30年度内の組織改革で、文化庁の機能拡充を図る。その際、「新・文化庁」として、文化芸術立国を目指し、関連分野における施策との有機的な連携がとれる組織体制を構築する必要がある。

次いで、文化庁の課題や改正基本法の規定、昨年11月の文化審議会答申を受けた「新・文化庁」構築に向けた機能強化と組織改革の方向性について、記述している。

組織改革に関して、時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割り型から目的に対応した組織編制へと変革する。これにより、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応すること、文化芸術資源の活用促進につなげること。また、職員構成も関係府省庁等々に広く開かれた総参画体制とすることにより、新たな領域への積極的な対応を強化することなどの方向性を示している。

本格移転後は、文化庁・本庁を京都に置き、文化庁長官及び次長を置く。本庁では、これまで閣議決定で示されてきた国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務、東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務、これらを除くすべての業務を行う。この本庁の職員数は、定員外職員も含め、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上を見込むものとする。

また、文化関係独立行政法人の業務については、例えば広報発信、相談に係る機能を京都に置くことについて、効果が期待できることから、こうした機能を置くことについて、具体的に検討を進める。

移転場所等について、これまでに示した候補4か所について、協議会で示した5条件に併せ、各候補の工期・費用等を含め、総合的に検討した結果、「現京都府警察本部本館」を文化庁の移転先

とすることとし、更に、本庁舎に加え、地元にも既に存在する施設・スペースを活用し、文化庁からの発信拠点とする。この庁舎に関し、今後、京都府が、京都市などの協力を得て、耐震化も含めた改修・増築を行うこととし、整備後、文化庁は京都府の条例等に基づいた適切な貸付け価額で、長期的に貸付けを受けることとしている。

スケジュールとしては、今後、設計に向けた準備を行い、速やかに庁舎整備の設計に着手し、遅くとも平成33年度中の本格移転を目指す。

最後に、円滑な移転のための環境整備として、職員の住環境の確保、福利厚生における適切な配慮について、地元の協力も得つつ、引き続き検討を進める。また、地域手当などにおける適切な配慮等についても、具体的な検討を着実に進める。

【山田知事】

関係者の皆さんの御尽力に敬意を表す。全面的移転の具体的な内容について、地元の京都の努力も求められており、オール京都で、この全面的移転に向かってのサポートをしっかりと行っていきたい。

既に地域文化創生本部が動き始めている中で、文化芸術振興基本法の改正もあいまって、新しい文化庁を創るんだ、そして新しい文化行政を日本に展開するんだという意欲を持って、これから私どもも取組を進めてまいりたい。

一方で、東京においては反対も多いと聞いているが、全国知事会長としても、このたびの取組は、新しい日本の改革を進める上で非常に重要な位置付けであると考えている。それだけにこうした岩盤的な反対について、この試みが次の時代を切り開くという思いで、皆さんと力を合わせて地方創生の実現という面からも全力を挙げて取り組んでいきたい。

【門川市長】

文化庁の京都への全面的な移転について具体的な内容が取りまとめられた。松野大臣、山本大臣をはじめ、関係者の皆さんの御尽力に感謝申し上げます。

今回の取りまとめでは、全面的な移転の名にふさわしい機能、規模をしっかりと明記していただいた。この間、松野大臣御自身が文化庁の業務1つ1つを確認され、御決断いただいたと伺っている。

本年4月に新しい文化庁、新しい文化行政へ向けて、京都に文化庁地域文化創生本部を設置いただき、文化庁と地元関西、京都と官民連携の下に、文化の力による全国の地方創生に向けた取組が精力的に行われている。

更に6月には、食文化をはじめとした生活文化の振興も含めて、文化芸術基本法が施行された。

今後、これに基づいて、関係省庁の協力をいただきながら、文化を基軸にあらゆる政策に横串を刺す、そして、文化庁の体制の拡充と予算の大幅な増額ということが必要だと思っておりますので、この点についても是非とも要望し、実現していただきたい。

同時に、移転の決定以来、京都は大きな責任を負ったと自覚している。京都市でもオール京都で文化とあらゆる政策を連携させて、文化で日本を元気にしていく、そうしたことに取り組んでまいりたいと考えている。

また、庁舎の課題、あるいは職員の受入環境など、移転の要望の際に約束したことについては、京都府、京都経済界、オール京都でしっかりと責任を果たし、文化庁を受入れる環境の整備にも着実に取り組んでいく。

本日、本格移転の時期が決まり、これを契機に、日本が文化立国として、文化により世界から尊敬される、そして今、日本の最大の課題である全国各地の地方創生がしっかりと進んでいくことが重要である。

文化庁が京都に移転してよかったと日本中の方に喜んでいただける、世界の方に敬意を表していただける、そうしたことを皆様方としっかりと連携して、役割を果たしてまいりたい。

【山本大臣】

昨年3月のまち・ひと・しごと創生本部決定である「政府関係機関移転基本方針」に基づき、文化庁の移転については、文化庁移転協議会を設けて検討を進めてきた。京都府、京都市の御参画にまずもって御礼を申し上げます。

本日、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」が取りまとめられた。京都に移転する文化庁の長官以下の体制、本格移転先の場所、移転時期といった、文化庁の本格移転の姿を明確に示すことができた。

京都へ移転する文化庁は、機能強化をして抜本的に組織改編する「新・文化庁」である。文化首都ともいわれる京都の力も得ながら、文化の保護・振興、それとともに、積極的な活用という両方の車輪を勢いよく回転させ、文化を核とした地方創生や文化立国を実現する機関車としての「新・文化庁」の姿を示すことができた。これが今回の取りまとめで最も特筆すべきことである。

本日の取りまとめは、これまでの検討のゴールではあるが、同時に今後のキックオフでもある。まち・ひと・しごと創生担当大臣として、引き続き、松野文部科学大臣ともしっかりと連携し、政府一丸となり、「新・文化庁」の創設と京都移転の成功に向けて取り組んでいくので、京都府、京都市をはじめとする皆様の御協力をお願い申し上げます。

【松野大臣】

移転協議会の構成員の皆様，中でも京都府，京都市の皆様におかれては，精力的な検討を行っていただき，今般の「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」を取りまとめていただき，心より感謝申し上げます。

先の通常国会で成立した文化芸術基本法では，文化芸術それ自体の振興にとどまらず，観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業等の関連分野の施策と連携した総合的な文化芸術施策の推進を位置付けるとともに，附則において，「文化庁の機能の拡充等について，その行政組織の在り方を含め検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとしている。

文化庁の京都移転は，こうした新しい文化芸術基本法にも立脚し，国民の多様なニーズに応えることのできる文化行政を積極的に展開すべく機能強化した「新・文化庁」の創設を行いつつ，実施するものである。今回の取りまとめでは，そうした「新・文化庁」の組織体制の方向性を示すとともに，本格移転における京都本庁の組織の大枠，現京都府警本部本館を移転先とすること，遅くとも平成33年度中の本格移転を目指すことを決定することができた。

今後は，具体的な実行の段階に移る。担当大臣として，文部科学省，文化庁を代表し，精力的に取り組んでいくとともに，山田知事，門川市長，山本大臣，そして協議会の皆様から引き続き力強い御協力を賜ることをお願い申し上げます。

【戸谷次官】

それでは原案もって，協議会として取りまとめるということによろしいか。

(「異議なし」)

【戸谷次官】

今後，本日の決定に基づいて，「新・文化庁」の創設及び本格移転に向けて，更に格段の御協力をお願いしたい。

(以上)